

消防局職員の懲戒処分について

地方公務員法第29条の規定により、本日付で次のとおり職員の処分を行いました。

1 被処分者及び処分内容

所属	職名	年齢	処分内容
南消防署	消防吏員	40代	戒告

2 事案の概要

被処分者は、令和6年9月28日（土）、救急隊長として救急活動に従事していましたが、午後6時から7時30分までの休憩時間が取得できなかったことから、次の休憩時間までに休憩の振替をするはずでした。午後11時頃から、休憩の振替ができる状況になりましたが、救急統計の管理を行っているシステムの時間を変更するなどし、休憩の振替ができなかったこととして、本来は発生しない夜勤手当700円を受給しました。

なお、実際は、救急車を路上に停車させた状態で休憩を取得していました。当該夜勤手当については、今後返納予定です。

【参考：横浜市一般職職員の給与に関する条例第18条（夜勤手当）】

正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、この間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

3 管理監督者処分

課長級1名、係長級1名【厳重注意】

4 ひらなか たかし
平中 隆 消防局長のコメント

当局職員の不祥事により市民の皆様の信頼を大きく損ねたことを深くお詫び申し上げます。公務員としてあってはならない行為であり、再発防止に向けて全力で取り組み、市民の皆様からの信頼回復に努めてまいります。

お問合せ先

消防局人事課人材育成・監察担当 Tel 045-334-6404